

居宅介護支援重要事項説明書

2025年4月1日現在

居宅介護支援サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 075-955-0811

FAX 075-957-6172

担当者

2. 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	訪問看護・介護アゼリア居宅介護支援事業所
所在地	長岡京市友岡4丁目20番15号
介護保険 指定事業者番号	京都府指定 2663090021
管理者	渡邊 賀子
サービス提供地域	乙訓地域（通常、長岡京市、向日市、大山崎町）
職員数	介護支援専門員 3名（常勤職員2名のうち1名管理者兼務、非常勤職員1名）
職種	居宅介護支援専門員
職務内容	居宅介護支援
営業日・時間	月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：00 （国民の祝日、12月30～1月3日を除く）

（1）事業の目的

利用者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、利用者およびその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類および内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また利用者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とします。

（2）運営方針

- ①利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して身体介護その生活全般にわたる援助を行います。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類、または特定の居宅サービス事業者に不当に偏すること

のないよう、公正中立に行います。

④前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護が（以下、「訪問介護等」）それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービスに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行います。（※利用状況は別紙のとおり）

⑤上記の他「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例（平成26年京都府条例第18号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

3. サービス内容について

（1）サービス申し込みからサービス提供までの主な流れ

1. 利用者からの申し込み・市への介護サービス計画届出の代行
2. 利用者・家族との面談
3. 解決すべき問題やより良い解決方法を考える
4. ケアプラン作成
5. ご本人・ご家族の了解
6. 担当サービス事業者との調整、担当者会議
7. サービス提供
8. サービス提供後の確認、今後の相談

（2）提供方法

1. 利用者の相談をうける場所：利用者居宅およびアゼリア会議室
2. サービス担当者会議の開催場所：利用者居宅およびアゼリア会議室
3. 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上

*居宅介護支援専門員の質の向上のために、年に数回研修を実施します。

4. 利用料金について

（1）居宅介護支援費

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

*保険料の滞納などにより、介護保険からの給付がない場合は1ヵ月につき要介護度に応じて、下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

この提供証明書を後日、各町村窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

① 基本額（月額）

・居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱件数が45件未満

要介護1・2 11,620円

要介護3・4・5 15,098円

*当事業所は、質の確保のため、取り扱い件数は、ケアマネジャー1人当たり45件未満とします。

② 加算について

●入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,675円

*必要な情報を入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合。

●入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,140円

*必要な情報を3日以内に提供した場合。

退院・退所加算

① カンファレンス参加なし（連携1回） 4,815円

② カンファレンス参加なし（連携2回） 6,420円

③ カンファレンス参加あり（連携1回） 6,420円

④ カンファレンス参加あり（連携2回） 8,025円

⑤ カンファレンス参加あり（連携3回） 9,630円

●緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140円

*医師の求めで利用者の居宅にてカンファレンスを行なった場合1月2回まで

●通院時情報連携加算 535円

*利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合

●初回加算 3,210円

（2）その他の料金

・交通費は無料です。

・その他の費用が必要となった場合は、その都度協議をして利用者に説明し、同意を得て徴収します。

5. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生または再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（2）虐待の防止のための指針を整備します。

（3）虐待を防止するための研修を実施します。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

（5）事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画についても周知するとともに、必要な研修および訓練を実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 緊急時および事故発生時の対応方法

事業所は、サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態や事故等が生じた時は、速やかに家族・主治医・市町村等に連絡をとり適切に対応します。

8. 衛生管理および感染症対策について

- (1) 事業所は、職員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生またはまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、職員に対し感染症の予防およびまん延の防止のための研修や訓練を実施します。

9. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

10. 秘密の保持について

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めます。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下記のとおり設置します。

【当事業所の相談窓口】

●訪問看護・介護アゼリア居宅介護支援事業所

受付時間：月～金曜日 8：30～17：00

電話番号：075-955-0811 FAX番号：075-957-6172

担 当：所長 渡邊 賀子

【市町村の窓口】

●向日市役所（高齢介護課）

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15

電話番号：075-931-1111

●長岡京市役所（高齢介護課）

受付時間：月～金曜日 8：30～17：00

電話番号：075-951-2121

●大山崎役場（福祉課）

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15

電話番号：075-956-2101

【公共団体の窓口】

●京都府国民健康保険団体連合会（介護保険課）

受付時間：月～金曜日 8：30～12：00、13：00～17：15

電話番号：075-354-9050

(2) 苦情処理等の体制および手順について

相談および苦情に円滑かつ適切に対応するための体制および手順は以下のとおりです。

- ①苦情等の受け入れ（来所・電話・手紙・投書・訪問時・その他）
- ②受付けた担当者が内容を記録し所長（必要あれば本部）へ報告
- ③担当者および所長が事実の調査と対応方法の検討
- ④事業所の不手際（ミス）である場合、迅速に改善策を経て、必要であれば全職員周知し関係された方にお詫びをし、改善策を実行する。
- ⑤必要時、所長会議で報告しスタッフカンファレンスを行う（原因と結果の明確化再発防止等）

12. ハラスメント対策について

事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ①職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- ③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を行うこと。およびSNS等に掲載

すること

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

①職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を行います。

②ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。

13. 身分証携行義務について

職員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 第三者評価の受診状況

あり・なし

15. その他運営についての重要事項

(1) 事業所は、居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存します。

(2) 運営に関する重要事項は、一般財団法人長岡記念財団と事業所の管理者の協議に基づいて決定します。

16. 法人の関連機関

法人種別	一般財団法人 長岡記念財団
代表者	中野種樹
所在地	京都府長岡京市友岡4丁目18番地1号
電話番号	075-951-9201
アゼリア関連機関	訪問看護ステーションアゼリア 訪問介護ステーションアゼリア 居宅介護支援事業所アゼリア 老人保健施設アゼリアガーデン 長岡京市南地域包括支援センター 認知症グループホームローズマリー